

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和5年8月19日 22時00分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市笠岡港南方沖（笠岡港口第5号灯浮標） 片島灯標から真方位148°1,140m付近 （概位 北緯34°28.4′ 東経133°31.3′）
事故の概要	プレジャーボートコミヤマは、南南東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート コミヤマ、5トン未満（長さ6.88m）
船舶番号、船舶所有者等	240-28368岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に破口 灯浮標 支柱に曲損及び擦過傷、標体に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、笠岡市内の夏祭り見物を終えて笠岡市白石島に帰る目的で、法定灯火を表示し、笠岡港を出発した。</p> <p>船長は、操舵室の操縦席に腰を掛け、手動操舵により約18ノットの対地速力で笠岡港南方沖を南南東進した。</p> <p>船長は、船首を神島大橋の中央付近に向けた頃、笠岡港口第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の灯光を船首方に認め、更に航行を続けて神島大橋下を通過した。</p> <p>船長は、本件灯浮標の手前で左転することとし、左転場所までまだ距離があると思い、操舵室左舷側下部の船室にいた同乗者に話し掛けようと前屈みの姿勢となっていたところ、別の同乗者の声で本件灯浮標の至近まで接近していることに気付き、慌てて左舵を取ったが、本船の右舷船首部が本件灯浮標に衝突した。</p> <p>本船は、衝突の衝撃で機関が停止し、船長が同乗者の状況及び本船の損傷状況を確認した後、付近を通り掛かった船に近くの港までえい航された。</p> <p>（図1参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図1 事故発生経過概略図</p>
分析	<p>本船は、笠岡港南方沖を南南東進中、船長が、船室にいた同乗者に話し掛けようと前屈みの姿勢で航行を続けたことから、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、笠岡港南方沖を南南東進中、船長が、船室にいた同乗者に話し掛けようと前屈みの姿勢で航行を続けたため、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、操船に専念し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。